令和7年度 富山県美術館 博物館実習実施要項

- 1. 実施期間 令和7年8月の連続する5日間(日程は受講決定者に別途連絡)
- 2. 時 間 原則として9時30分から17時まで(12時から13時は休憩時間)
- 3. 定 員 5名程度
- 4. 内 容 美術館概要説明、資料整理、美術資料取扱い、教育普及事業補助 等

5. 受講資格

- (1) 次の各号のすべてに該当する者
 - a. 博物館法施行規則第一条に定める修得すべき博物館に関する科目(博物館実習 を除く)のすべての単位を取得済みまたは取得見込みである者
 - b. 美術、デザインについての基礎知識があり、大学等において美術に関連する科目を履修している者
 - c. 美術館学芸員に就くことを強く希望する者
 - d. 令和7年度に3年次(短期大学の場合は2年次)以上に進級している者
 - e. 富山県在住または出身者
- (2) その他館長が特に認めた者
- 6. 受講の流れ(概要) (詳細は別紙参照)
 - (1) 実習希望者本人が、申し込みフォームから、期限までに申請する。

申請期限: 令和7(2025)年3月31日(月)

- (2) 希望者多数の場合は書類選考を行い、館内で受入れの可否を協議し、結果を令和7 年4月末頃、個別に連絡する。
- (3) 受入れ可能である場合、所属大学からの依頼文書の受理をもって正式な受付とする。 依頼文書の提出期限は、5月末頃(※別途連絡)必着とする。

7. その他

- (1) 他館との重複受講は認めない。
- (2) 大学の規定により6日間以上の実習期間が必要な場合は、レポート課題等で対応する。(該当する受講決定者に別途連絡する。)
- (3) 実習受講は無料とし、実習生および所属大学からの実習謝礼は受領しない。
- (4) 実習中の事故等について、当館は一切の責任を負わないものとする。大学の責任に おいて実習期間中は対物・対人保険に加入のこと。
- (5) 実習生の正式な受入れ、および成績評価に関する連絡は、原則として所属大学等を通じて行う。
- (6) 実習の日時・期間や内容等は、美術館運営の都合等により実習期間内においても変 更する場合がある。
- (7) 受講テキストは当館図録・館概要『TAD 富山県美術館』とする。予め、各自準備すること。
- 8. 連絡先 富山県美術館 学芸課 博物館実習係 〒930-0806富山市木場町3-20 TEL 076-431-2711/FAX 076-431-2712